



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火)  
号外第 21 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例 (15) (青少年・文教課) . . . . . 7
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (16) (自治振興課) . . . . . 8
	鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例 (17) (福祉保健課) . . . . . 14
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (18) (公園自然課) . . . . . 15
	鳥取県魚介類行商条例の一部を改正する条例 (19) (くらしの安心推進課) . . . . . 16
	鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (20) (〃) . . . . . 17
	鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例 (21) (〃) . . . . . 20
	鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例 (22) (住宅政策課) . . . . . 21

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

私立高等学校等の校舎等の耐震化に係る修繕又は老朽化した校舎等の大規模な修繕を引き続き支援する必要があることから、条例の失効期限を延長する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成27年3月31日（現行 平成22年3月31日）まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、より住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が新たに処理することとする。

事務	市町村
ア 旅券法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (ア) 一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付 (イ) 申請者の身分上の事実の確認 (ウ) 申請者の身分上の事実が明らかであることの認定 (エ) 確認及び書類の提示又は提出の要求 (オ) 一般旅券の交付 (カ) 一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び知事への送付 (キ) 一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付 (ク) 一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及び知事への送付 (ケ) 確認及び書類の提示又は提出の要求 (コ) 一般旅券の返納の受理 (サ) 返納を受けた一般旅券の還付	日南町、日野町、江府町
イ 旅券法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (ア) 申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付 (イ) 確認並びに書類及び資料の提示又は提出の要求	日南町、日野町、江府町
ウ 母子及び寡婦福祉法施行令の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村
エ 鳥取県地球温暖化対策条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (ア) 特定建築主の環境配慮計画の受理 (イ) 特定建築主が提出した環境配慮計画の変更の届出及び新築等の完了報告の受理 (ウ) 特定建築主が提出した環境配慮計画、変更の届出又は工事の完了報告の概要の公表 (エ) 特定建築主以外の者の環境配慮計画の受理 (オ) 特定建築主以外の者が提出した環境配慮計画の変更の届出及び新築等の完了報告の受理 (カ) 特定建築主以外の者が提出した環境配慮計画、変更の届出又は工	鳥取市、米子市、倉吉市

<p>事の完了報告の概要の公表</p> <p>(キ) 建築主に対する建築物の温室効果ガスの排出を抑制するために必要な措置の指導</p> <p>(ク) 建築主に対する必要な事項の報告の受理又は資料の提出の指導</p>	
<p>オ 浄化槽法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 浄化槽の設置等の届出の受理</p> <p>(イ) 浄化槽の設置等の計画の改善の勧告</p> <p>(ウ) 浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認める旨の通知</p> <p>(エ) 指定検査機関からの検査結果の報告の受理</p> <p>(オ) 水質検査に関する検査を受けることを確保するための指導及び助言</p> <p>(カ) 水質に関する検査を受けるべき旨の勧告</p> <p>(キ) 勧告に係る措置をとるべきことの命令</p> <p>(ク) 使用開始に係る報告書の受理</p> <p>(ケ) 技術管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>(コ) 浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>(サ) 浄化槽の使用の廃止の届出の受理</p> <p>(シ) 浄化槽の保守点検又は清掃についての助言等</p> <p>(ス) 浄化槽の保守点検又は清掃についての改善措置又は使用停止の命令</p> <p>(セ) 浄化槽管理者に対する指導及び助言</p> <p>(ソ) 水質に関する検査を受けるべき旨の勧告</p> <p>(タ) 勧告に係る措置をとるべきことの命令</p> <p>(チ) 浄化槽管理者等からの報告の徴収</p> <p>(ツ) 浄化槽管理者等への事務所等への立入検査等</p>	<p>倉吉市、岩美町、湯梨浜町、 琴浦町、日野町</p>
<p>カ 自然公園法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 国定公園事業を執行しようとする者からの申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(イ) 変更の申請書の受理及び知事への送付</p> <p>(ウ) 軽微な変更した旨の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(エ) 国定公園事業事業者の合併又は分割による承継の承認の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(オ) 国定公園事業事業者の相続人による承継の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(カ) 国定公園事業の休止又は廃止の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(キ) 国定公園事業の同意又は認可の失効の届出の受理及び知事への送付</p>	<p>各市町村</p>

- (2) (1)の力に掲げる事務を市町村へ移譲することに伴い、自然公園法施行令の規定による事務のうち、(1)の力と同様の事務について定めたものを削る。
- (3) 自然公園法が改正されたことに伴い、市町村等が処理することとする事務について定めた規定中、引用している同法の条項を改める。
- (4) 施行期日等
- ア 施行期日は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日とする(1)の力、(2)及び(3)を除き、平成22年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

西伯郡日吉津村並びに日野郡日南町及び江府町が福祉事務所を設置することに伴い、これらの地域を西部福祉事務所及び日野福祉事務所の所管区域（社会福祉法に基づく事務に係るものに限る。）から除外する。

## 2 条例の概要

(1) 西部福祉事務所及び日野福祉事務所の所管区域（生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務に係るものに限る。）を次のように改める。

ア 西部福祉事務所 西伯郡南部町、伯耆町及び大山町（現行 西伯郡）

イ 日野福祉事務所 日野郡日野町（現行 日野郡）

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

## 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

収容犬等の返還を受けようとする者から返還に要する費用等の現金徴収を行っているが、現金の忘失等の事故を防ぐため、証紙による手数料徴収を行うよう所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 収容犬等の返還を求める者に対しては、次のとおり手数料（現行 保管に要した費用及び返還に要する費用）を徴収する。

事務の区分	手数料の額
所有者未判明として引き取られた犬若しくはねこ、疾病にかかり、若しくは負傷しているものとして収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は収容された野犬等の返還	1頭、1匹、又は1羽につき3,000円に当該返還申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

## 鳥取県魚介類行商条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

魚介類の行商に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法等の規制の対象外である魚介類の行商について、引き続きこの条例による規制や指導等を行うよう所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。

(2) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

昨今の広域にわたる食品による健康被害発生事案にかんがみ、健康被害の早期探知及び拡大防止を図るため、食品等に関する消費者からの健康被害に関する情報について食品等事業者にも速やかな報告を行わせることとする等の所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 食品取扱施設における営業者が公衆衛生上講ずべき衛生管理の措置の基準に次の事項を加える。

ア 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害に関する情報を知事へ速やかに報告すること。

イ 食品衛生上不良な食品の回収等に関する情報を公表すること及び消費者への販売食品等についての安全

性に関する情報提供を行うこと。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。

#### 鳥取県暴走族根絶条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

暴走族の暴走行為に関する苦情が後を絶たないことにかんがみ、引き続き暴走族根絶のための施策を推進して県民生活の安全と平穏を確保するため、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

- (1) 道路交通法が及ばない道路以外の公共の場所における自動車等の急発進、急加速、急転回等により、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為を暴走行為の定義に加える。
- (2) 条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 現在知事が定める要綱に基づいて行っている環境への配慮に係る性能に関する評価が高い木造住宅に対する助成等について、県産材の活用促進による環境保全等を図るため、この条例に基づいて行うこととする。
- (2) 経済情勢を踏まえた緊急経済対策として、県産材の使用に対する助成(平成22年度予算に係るものに限る。)について、助成額及び補助金の限度額を引き上げる。
- (3) JAS製材(日本農林規格による格付けが行われた木材をいう。以下同じ。)と非JAS製材の流通価格差が縮小していることにかんがみ、JAS製材に係る助成額及び補助金の限度額を引き下げる。
- (4) 引き続き県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、及び(1)に伴い、条例の失効期限を3年間延長する。

##### 2 条例の概要

- (1) 県産材活用住宅の建設等に対する助成に係る補助金の額の改定

ア 新たに次のとおり加算の措置を設ける。

(ア) 伝統技術を活用した住宅として知事が要綱で定めるものに係るもの 15万円

(イ) 環境に配慮した住宅として知事が要綱で定めるものに係るもの 7万円

イ 県産材の使用に対する助成(平成22年度予算に係るものに限る。)について、助成額及び補助金の限度額を次のとおり引き上げる。

(ア) 助成額 使用量に2万5,000円(現行 2万円)を乗じて得た額

(イ) 補助金の限度額 50万円(現行 40万円)

ウ JAS製材に係る助成額及び補助金の限度額を次のとおり引き下げる。

(ア) 助成額 使用量に9,000円(現行 1万円)を乗じて得た額

(イ) 補助金の限度額 18万円(現行 20万円)

- (2) 県産材を活用した住宅の増築等に対する助成の制度を設ける。

ア 県産材の使用量に2万円(平成22年度においては2万5,000円)を乗じて得た額(限度額20万円(平成22年度においては25万円))

イ JAS製材の使用量に9,000円を乗じて得た額(限度額9万円)

- (3) 条例の失効期限を平成25年3月31日(現行 平成22年3月31日)まで延長する。

- (4) その他所要の規定の整備を行う。

- (5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第15号

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例（平成17年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成27年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 3 略	附 則 （施行期日） 1 略 （この条例の失効） 2 この条例は、 <u>平成22年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 3 略

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第16号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
2 鳥取県統計調査条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村	2 鳥取県統計調査条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村
<u>2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</u>	<u>日野郡の町</u>		
（1）第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付			
（2）第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認			
（3）第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定			
（4）第3条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求			
（5）第8条第1項（第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券			



<p>の交付</p> <p>(6) 第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(7) 第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 第17条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求</p> <p>(10) 第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(11) 第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付</p>			
<p>2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。）</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による確認並びに書類及び資料の提示又は提出の要求</p>	<p>日野郡の町</p>		
略		略	
<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(48) 略</p>	<p>南部箕蚊屋広域連合</p>	<p>8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(48) 略</p>	<p>南部箕蚊屋広域連合</p>
<p>8の2 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>		
8の3 略		8の2 略	
8の4 略		8の3 略	
<p>8の5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町</p>	<p>8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>鳥取市、境港市、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町</p>

<p>8の6 鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第19条第1項の規定による環境配慮計画の受理</p> <p>(2) 第19条第3項（第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表</p> <p>(3) 第19条第4項（第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による環境配慮計画の変更の届出及び新築等の完了の報告の受理</p> <p>(4) 第20条第1項の規定による環境配慮計画の受理</p> <p>(5) 第20条第2項（第3項後段の規定において準用する場合を含む。）の規定による公表</p> <p>(6) 第21条第1項の規定による必要な措置の指導</p> <p>(7) 第22条第2項の規定による報告又は資料の提出の要求</p>	<p>鳥取市、米子市及び倉吉市</p>		
<p>9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>各市町村</p>	<p>9 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による浄化槽の設置又は変更の届出の受理</p> <p>(2) 第5条第2項の規定による必要な改善の勧告</p> <p>(3) 第5条第4項ただし書の規定による通知</p> <p>(4) 第7条第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理</p> <p>(5) 第7条の2第1項の規定による必要な指導及び助言</p> <p>(6) 第7条の2第2項の規定による勧告</p> <p>(7) 第7条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(8) 第10条の2第1項の規定による報告書の受理</p> <p>(9) 第10条の2第2項の規定による</p>	<p>倉吉市、岩美郡岩美町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町</p>		

<p>技術管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>(10) 第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理</p> <p>(11) 第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理</p> <p>(12) 第12条第1項の規定による必要な助言、指導又は勧告</p> <p>(13) 第12条第2項の規定による必要な改善措置の命令又は浄化槽の使用停止の命令</p> <p>(14) 第12条の2第1項の規定による必要な指導及び助言</p> <p>(15) 第12条の2第2項の規定による勧告</p> <p>(16) 第12条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p>			
<p>9の3 略</p>		<p>9の2 略</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>11 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第16条第4項において準用する第10条第4項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(2) <u>第16条第4項において準用する第10条第7項の規定による申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(3) <u>第16条第4項において準用する第10条第9項の規定による軽微な変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(4) <u>第16条第4項において準用する第12条第1項の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(5) <u>第16条第4項において準用する第12条第2項の規定による申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(6) <u>第16条第4項において準用する第13条の規定による休止又は廃止の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(7) <u>第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(8) <u>第20条第3項の規定による許可</u></p>	<p>各市町村</p>	<p>11 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第13条第3項の規定による許可</u></p>	<p>各市町村</p>

<p>の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) <u>第20条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) <u>第20条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) <u>第20条第8項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(12) <u>第21条第3項の規定による許可</u> の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(13) <u>第21条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(14) <u>第21条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(15) <u>第22条第3項の規定による許可</u> の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(16) <u>第22条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(17) <u>第22条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(18) <u>第33条第1項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(19) <u>第68条第1項の規定による協議</u> の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(20) <u>第68条第3項の規定による行為</u> の通知の受理及び知事への送付</p>		<p>の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) <u>第13条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) <u>第13条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(4) <u>第13条第8項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(5) <u>第14条第3項の規定による許可</u> の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) <u>第14条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(7) <u>第14条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(8) <u>第24条第3項の規定による許可</u> の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) <u>第24条第6項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) <u>第24条第7項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) <u>第26条第1項の規定による行為</u> の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(12) <u>第56条第1項の規定による協議</u> の申出の受理及び知事への送付</p> <p>(13) <u>第56条第3項の規定による行為</u> の通知の受理及び知事への送付</p>	
<p>12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、<u>附則第5項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</u></p>	<p>各市町村</p>	<p>12 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）に基づく事務のうち、<u>次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>第17条において準用する第3条第1項に規定する申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(2) <u>第17条において準用する第5条の規定による管理又は経営の方法の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(3) <u>第17条において準用する第10条の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(4) <u>第17条において準用する第11条の規定による地位承継の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(5) <u>附則第5項に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</u></p>	<p>各市町村</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表11の項及び12の項の改正規定は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、8の2の項、8の6の項及び9の2の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第17号**

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
（名称、位置及び所管区域）				（名称、位置及び所管区域）			
第 2 条 略				第 2 条 略			
2 前項の規定にかかわらず、 <u>日野郡日野町</u> の区域に係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県西部福祉事務所が所掌する。				2 前項の規定にかかわらず、 <u>日野郡</u> の区域に係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県西部福祉事務所が所掌する。			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
名 称	位 置	所管区域		名 称	位 置	所管区域	
		社会福祉法第 14 条第 5 項の事務	その他の事務			社会福祉法第 14 条第 5 項の事務	その他の事務
略				略			
鳥取県西部福祉事務所	米子市	<u>西伯郡南部町、伯耆町及び大山町</u>	米子市、境港市及び西伯郡	鳥取県西部福祉事務所	米子市	<u>西伯郡</u>	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	<u>日野郡日野町</u>	日野郡	鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	<u>日野郡</u>	日野郡

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第18号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料）</p> <p>第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等（以下この条において「<u>収容犬等</u>」という。）の返還を求める者に対しては、当該返還の申請の際、<u>1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該返還の申請に係る収容犬等を保管した日数を300円に乗じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。</u></p>	<p>（保管に要した費用等）</p> <p>第21条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第11条第1項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、<u>保管に要した費用及び返還に要する費用として、次の各号に定める額を負担しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>保管に要した費用</u> <u>1頭、1匹又は1羽1日につき300円</u></p> <p>（2）<u>返還に要する費用</u> <u>1頭、1匹又は1羽1日につき3,000円</u></p>

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

鳥取県魚介類行商条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第19号

鳥取県魚介類行商条例の一部を改正する条例

鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則  <u>この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u>	附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u> <u>（この条例の失効）</u> <u>2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の</u> <u>所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ</u> <u>の効力を失う。この場合における経過措置に関し必</u> <u>要な事項は、規則で定める。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第20号**

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（公衆衛生上の措置の基準）</p> <p>第3条 法第50条第2項の条例で定める<u>営業者（法第50条第3項の営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。</u></p>	<p>（公衆衛生上の措置の基準）</p> <p>第3条 法第50条第2項の条例で定める措置の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第3項の営業者をいう。以下同じ。）が実施することが望ましい衛生的措置は、規則で定める。</u></p>
<p>（営業施設の基準）</p> <p>第4条 法第51条の条例で定める<u>公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（営業施設の基準）</p> <p>第4条 法第51条の条例で定める施設の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p>
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 食品取扱施設における衛生管理</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）食品等の取扱い</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）略</p> <p>（イ）製造、加工又は調理を行う場所へは、<u>作業員以外の者の立入りによる食品、原材料、添加物、器具、容器包装、法第62条第1項に規定するおもちゃ及び食品、原材料又は飲食器の洗浄の用に供する洗浄剤（以</u></p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 食品取扱施設における衛生管理</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）食品等の取扱い</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）略</p> <p>（イ）製造、加工又は調理を行う場所へは、<u>作業員以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合を除き、作業員以外の者が立ち入らないようにすること。</u></p>

下「食品等」という。）の汚染のおそれがない場合を除き、作業員以外の者が立ち入らないようにすること。

(ウ)～(オ) 略

オ 略

(6) 略

(7) 食品衛生責任者の設置

食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。

(8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 略

(10) 健康被害情報の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報について、知事へ速やかに報告すること。

(11) 情報の提供

ア 食品衛生上不良な食品等の製造又は販売があった場合であって、当該食品等の回収その他の必要な措置を行うときは、消費者への注意喚起のため、当該食品等の回収等に関する情報を公表すること。

イ 消費者に対し、販売食品等（法第3条第1項の販売食品等をいう。）についての安全性に関する情報提供を行うこと。

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 知事から食品取扱者に検便を受けさせるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(2) 食品取扱者が規則で定める症状を呈してい

(ウ)～(オ) 略

オ 略

(6) 略

(7) 食品衛生責任者の設置

営業者（法第48条の規定により同条第1項の食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、食品取扱施設又はその部門ごとに、食品を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。

(8) 不良な食品の回収及び廃棄

ア 営業者は、食品衛生上不良な食品の製造又は販売があった場合は、当該食品の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

イ アの措置により回収された食品は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 略

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 営業者は、知事から、食品取扱者に検便を受けさせるべき旨の指示があったときは、当該食品取扱者に検便を受けさせること。

(2) 食品取扱者が規則で定める症状を呈してい

る場合には、その旨を営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者に報告させ、これらの者が必要な指示をすること。

(3) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(4) 食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させ、作業場内では専用の履物を用いさせること。

(5) 食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせること。

る場合には、当該食品取扱者は、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告し、これらの者から必要な指示を受けること。

(3) 営業者は、食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(4) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いること。

(5) 食品取扱者は、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び別表第1の改正規定（別表の細目を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第21号

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例

鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第2条 略</p> <p>2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。 （1）～（3） 略 <u>（4） 公園、広場、ふ頭その他公衆が通行し、又は出入りすることができる場所（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路を除く。）において、自動車等を急に発進させ、急に加速させ、急に転回させ、蛇行させ、若しくは急に停止させ、又は自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることにより、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成13年1月1日から施行する。</u></p>	<p>（定義） 第2条 略</p> <p>2 この条例において「暴走行為」とは、次に掲げる行為をいう。 （1）～（3） 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、平成13年1月1日から施行する。</u> <u>（この条例の失効）</u> 2 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第22号

### 鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例

鳥取県木の住まい建設資金助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例</u></p>	<p><u>鳥取県木の住まい建設資金助成条例</u></p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材（以下「県産材」という。）を活用した木造住宅の<u>建設、住宅の改修等</u>に要する資金の一部を助成することにより、<u>県産材の活用促進による環境の保全と地場産業の振興に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材（以下「県産材」という。）を活用した木造住宅の<u>建設等</u>に要する資金の一部を助成することにより、<u>県産材の需要拡大と地場産業の振興に寄与すること</u>を目的とする。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p><u>（1）木造住宅 住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。）で主要構造部（建築基準法第2条第5号</u></p>	<p><u>（1）県産材活用住宅 県産材を15立方メートル以上使用して建設される木造住宅をいう。</u></p>

に規定する主要構造部をいう。)の過半が木造であるもの(一戸建てのものに限る。)をいう。

- (2) 県産材活用住宅の建設等 県産材活用住宅(県産材を15立方メートル以上使用して新築され、増築され、又は改築される木造住宅で県産材の活用促進及び地場産業の振興に特に資するものとして知事が要綱で定めるものをいう。以下同じ。)を建設し、又は県産材活用住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。
- (3) 伝統技術活用住宅 住宅の建設における伝統的な技術を活用したものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。
- (4) 環境配慮住宅 建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。
- (5) 県産材活用改修等 県産材を1立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替(知事が要綱で定めるものに限る。)を行うことをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした者に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額(1戸につき、同表の右欄に定める額を限度とする。)の合計額以下とする。

区分	助成額	限度額
県産材活用住宅の建設等	県産材の使用量(立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。)に2万円を乗じて得た額	40万円
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条第1項の規定による格付が行われた県産材(以下「日本農林規格県産材」とい	18万円

- (2) 県産材活用住宅の建設等 新たに県産材活用住宅を建設し、又は新たに建設された県産材活用住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をした者に対し、予算の範囲内で木の住まい建設資金補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる額(1戸につき、同表の右欄に定める額を限度とする。)の合計額以下とする。

助成額	限度額
県産材の使用量(立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。)に2万円を乗じて得た額	40万円
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額	20万円

	う。)の使用量に9,000円を 乗じて得た額			
県産 材活 用改 修等	県産材の使用量に2万円を 乗じて得た額	20万円		
	日本農林規格県産材の使用 量に9,000円を乗じて得た額	9万円		

  

2. 前項の規定にかかわらず、県産材活用住宅の建設等のうち、次の各号に掲げる住宅のいずれかに該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、当該各号に定める額を前項に規定する合計額に加算した額以下とし、次の各号に掲げる住宅のいずれにも該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額を前項に規定する合計額に加算した額以下とする。

(1) 伝統技術活用住宅 15万円

(2) 環境配慮住宅 7万円

附 則

(施行期日)

1 略

(平成22年度における補助金の額の特例)

2. 第3条に規定する補助金で平成22年度の予算に係るものについての第4条第1項の規定の適用については、同項中「2万円」とあるのは「2万5,000円」と、「40万円」とあるのは「50万円」と、「20万円」とあるのは「25万円」とする。

(この条例の失効)

3. この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

4 略

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2. この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

  

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定(「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の規定は、平成22年4月1日以後に助成の対象として決定された者に係る補助金について適用し、同日前に当該決定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。